

## 三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市議会委員会条例（昭和42年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表総務委員会の項を次のように改める。

総務委員会	7人	1 企画部の所管に関する事項 2 総務部の所管に関する事項（用地取得及び土地対策に関する事項を除く。） 3 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び高齢者医療に関する事項を除く。） 4 会計管理者（会計課）、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項 5 他の委員会の所管に属しない事項
-------	----	--

別表厚生委員会の項及びまちづくり環境委員会の項を次のように改める。

厚生委員会	7人	1 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び高齢者医療に関する事項に限る。） 2 生活環境部の所管に関する事項（環境管理、文化振興、産業振興及び消費者保護に関する事項を除く。） 3 健康福祉部の所管に関する事項 4 子ども政策部の所管に関する事項
まちづくり環境委員会	7人	1 総務部の所管に関する事項（用地取得及び土地対策に関する事項に限る。） 2 生活環境部の所管に関する事項（環境管理、産業振興及び消費者保護に関する事項に限る。） 3 都市整備部の所管に関する事項 4 水道部の所管に関する事項 5 農業委員会の所管に関する事項

### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

### 提案理由

常任委員会の所管事項を改めるとともに、規定を整備するため、本案を提出します。

三鷹市議会委員会条例新旧対照表

別表（第2条関係）

名称	定数	所管	
		新	旧
総務委員会	7人	1 (略) 2 総務部の所管に関する事項 ( <u>用地取得及び土地対策</u> に関する事項を除く。) 3～5 (略)	1 (略) 2 総務部の所管に関する事項 (土地対策に関する事項を除く。) 3～5 (略)
文教委員会	7人	(略)	(略)
厚生委員会	7人	1～3 (略) 4 <u>子ども政策部の所管に関する事項</u>	1～3 (略)
まちづくり環境委員会	7人	1 総務部の所管に関する事項 ( <u>用地取得及び土地対策</u> に関する事項に限る。) 2～5 (略)	1 総務部の所管に関する事項 (土地対策に関する事項に限る。) 2～5 (略)